

国連を生かす外交を —日本の国連政策への提言—

渡邊 昭夫

横田 洋三

秋月 弘子

内田 孟男

大泉 敬子

勝間 靖

2010年6月

目次

背景	3
<要約>日本の国連政策への提言～主要 10 項目	4
<本文>国連を生かす外交を—日本の国連政策への提言—	6
I. 総論	6
1. 国連重視の外交の意義	
2. 国連を広義にとらえる	
3. 二国間外交、少数国間外交、および地域的機構の効果的活用	
4. 国連外交においてソフト・パワーとしてのリーダーシップをとることの重要性	
5. 非政府組織（NGO）や企業との連携協力の必要性	
6. 啓発・広報活動の強化	
7. 分野別の具体的提言	
II. 各論	10
第1章 平和と安全	10
1. 国連の権威と権能のもとにおける国際平和活動への日本の包括的・能動的参加	
2. 国連憲章第7章下の非軍事的強制措置の実効性の向上と日本の参加	
3. 核不拡散・核軍縮・核テロ対策における国連の役割強化とそのためイニシアティブ	
4. 国連における「人間の安全保障の主流化」の主導	
5. 国連安全保障理事会の改革と恒常的議席の獲得	
第2章 開発	15
1. 政府開発援助（ODA）	
2. 科学技術	
3. 「人づくり」の強化	
第3章 社会・文化・環境	19
1. 社会的「弱者」の人権の国際的保障	
2. 人道的観点からの保護	
3. 低炭素国際社会の形成を基礎とした気候変動への取組み	
4. 人間の安全保障の視点からの包括的なプライマリ・ヘルスケア	
5. 研究・教育による地球規模課題への知的貢献	
6. 多文化主義によるソフト・パワー外交	
第4章 国連機構	23
1. 「地球市民フォーラム」の設置	
2. 行財政改革の促進	
3. 国際公務員制度の確立	
4. 日本人職員の増強と役割の向上	

背景

本「提言」は、日本国際連合学会の会員有志が中心となって作成した。渡邊昭夫（日本国際連合学会理事長、平和・安全保障研究所副会長）と横田洋三（同学会前事務局長、中央大学教授）が主査として全体を構想し、大泉敬子（同学会前理事、津田塾大学教授）が第1章「平和と安全」を、秋月弘子（同学会理事、亜細亜大学教授）が第2章「開発」を、勝間靖（同学会事務局長、早稲田大学教授）が第3章「社会・文化・環境」を、内田孟男（同学会理事、中央大学教授）が第4章「国連機構」を取りまとめた。しかし、2009年の春から約1年間にわたる作成過程においては多くの学識者と実務者から、様々な機会に提案、コメント、情報をいただいております、本「提言」の重要な一部となっていることを明記しておきたい。

第1章「平和と安全」の原案の作成にあたっては、秋山信将（一橋大学准教授）、北岡伸一（東京大学教授）、田中明彦（東京大学教授）、星野俊也（大阪大学教授）、松隈潤（東京外国語大学教授）、山田哲也（南山大学教授）の各氏から重要な提案を頂いた。

第2章「開発」の原案の作成にあたっては、位田隆一（京都大学教授）、大芝亮（一橋大学教授）、小寺彰（東京大学教授）、二宮正人（北九州市立大学教授）の各氏から重要な提案を頂いた。

第3章「社会・文化・環境」の原案の作成にあたっては、岩澤雄司（東京大学教授）、太田宏（早稲田大学教授）、北村友人（上智大学准教授）、中谷和弘（東京大学教授）、西海真樹（中央大学教授）の各氏から重要な提案を頂いた。

第4章「国連機構」の原案の作成にあたっては、久山純弘（国連大学客員教授）、城山英明（東京大学教授）、長谷川祐弘（法政大学教授）、山本和（国際基督教大学総務理事）の各氏から重要な提案を頂いた。

さらに、本「提言」の全般について、明石康（国際文化会館理事長）、伊勢桃代（元アジア女性基金理事）、浦野起央（日本大学名誉教授）、大沼保昭（明治大学特任教授）、功刀達朗（国連大学高等研究所客員教授）、小池寛治（国連大学学長特別顧問）、香西茂（京都大学名誉教授）、小林俊二（日本大学講師）、廣野良吉（成蹊大学名誉教授）の各氏から貴重なコメントを頂いた。また、外務省の国連に関係した部局の職員の方々からも、コメントや情報を頂いた。

以上のように、本「提言」の作成にあたって、多くの学識者と実務者から提案、コメント、情報を頂いたことに感謝を申し上げます。但し、本「提言」の文責については、渡邊昭夫、横田洋三、秋月弘子、内田孟男、大泉敬子、勝間靖の6人が負っている。

<要約>

日本の国連政策への提言～主要 10 項目

渡邊 昭夫（日本国際連合学会理事長）・横田 洋三（中央大学教授）・
秋月 弘子（亜細亜大学教授）・内田 孟男（中央大学教授）・
大泉 敬子（津田塾大学教授）・勝間 靖（早稲田大学教授）

本「提言」においては、全部で 19 項目の具体的な提言を行っている。いずれも、今後の日本の国連政策の策定・実施において考慮すべき内容を含んでいるが、中でもとくに留意すべき主要 10 項目は、以下の通りである。

主要提言 1： 日本は、国連の権威と権能のもとで、国際平和活動に対して、より包括的・能動的に参加するために、従来のような個々の特別措置法に基づく対応ではなく、**国際平和協力に関する一般法を制定**して、その下で、実情に沿った、より迅速かつ効果的な人的および財政的貢献を含む国際平和協力を推進すべきである。

主要提言 2： 日本は、「核兵器なき世界の実現」という目標に向けて、国連が一層有効かつ効果的な役割を演ずることができるよう、政治的な環境の醸成、規範・ルール・制度の形成、および検証・監視機能の強化と遵守に関する具体的な政策に沿って、強力なイニシアティブを発揮すべきである。

主要提言 3： 日本は、世界の平和と安全の維持のために国連が一層大きな役割が果たせるよう、またとくに、日本の安全、および、日本と関係が深い中東を含むアジア地域の安全保障のために、国連を強化する政策を追求すべきであり、その一つの有効な方策として、安全保障理事会において、**拒否権を伴わない常任理事国として、恒常的に議席を得る努力を加速すべきである。**

主要提言 4： 日本は、貧困や飢餓を地上からなくし、すべての人が健康で豊かな生活を安心して送ることができるよう「調和のとれた地球開発」を推進するために、**政府開発援助（ODA）を段階的に増額し、2015 年までに対国民総所得（GNI）比 1% 達成**を目指すべきである。その際、国連の重要な援助機関である国連開発計画（UNDP）や国連児童基金（UNICEF）、国連人口基金（UNFPA）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）などにおいては、かつての**最大拠出国（トップ・ドナー）の地位回復**を目指すべきである。

主要提言 5： 日本は、「調和のとれた地球開発」推進のために、日本の科学技術、たとえば農業分野の品種改良や灌漑技術、地球温暖化防止技術、先端医療技術などを活用するとともに、これらの有用な科学技術の研究開発を一層推進するために、人的・資金的支援を強化すべきである。

主要提言 6： 日本は、すべての人、とりわけ女性、子ども、マイノリティなどの社会的「弱者」の人権を確実に保障するための取り組みを展開している国連（人権理事会、人権高等弁務官事務所、各人権条約委員会など）に対して、知的貢献を積極的に行い、**国連の人権・人道支援機関が十分にその役割を発揮できるよう、人的・資金的協力を進めるべき**である。またその際、国際的および国内的な非政府組織（NGO/NPO）との協力関係を深化させる。

主要提言 7： 日本は、持続可能な地球社会を目指して、気候変動との関連で、**低炭素社会の実現へ向けた環境保護活動、とくに途上国における環境問題への取組に、国連環境計画（UNEP）や国際開発金融機関（世界銀行、アジア開発銀行など）、環境関連技術開発に熱心な企業と戦略的なパートナーシップを組み合わせながら、積極的に関わっていくべき**である。

主要提言 8： 日本は、人間の安全保障の視点から、感染症への対策強化と、安全な飲料水へのアクセスの向上、世界の人々（とくに5歳未満児と妊産婦）の生存と健康の課題と取り組むため、**プライマリ・ヘルスケアの視点から、途上国における保健人材の育成を含めて、世界保健機関（WHO）、UNICEF、UNFPA などとも協力しながら、包括的な保健システムの構築と強化に向けて、リーダーシップを発揮すべき**である。

主要提言 9： 日本は、国連が地球規模の諸問題に効果的に取り組むために、加盟国はもちろん、他の多様な行為主体（アクター）とパートナーシップを組む必要があるとの認識のもとに、国連総会の補助機関として「**地球市民フォーラム（Global Forum of Citizens）の設置**」を提案すべきである。その詳細は、国連総会で審議し決定することになるが、構成としては、国連と協議関係を有する NGO、グローバル・コンパクトに参加する企業、国際的学術団体の連合体などの代表とし、役割は国連総会に対する助言・勧告が考えられる。

主要提言 10： 日本は、国連システムにおける事務局の役割の重要性を考慮して、事務局に有能で誠実な人材が登用され活躍できる条件を整えるべきである。その際、国力、人口、国連への財政的貢献等の観点から望ましい人数を満たしていない日本人職員を増員・増強しなければならない。具体的には、**2020年までに、国連事務局で働く日本人職員の数を、幹部職員にとくに重点を置いて現在の倍に増やし、本体の事務局で200名、他の関連機関においても同様に倍増の数値目標を設定し、その実現に向けて計画を立案・実施する。**

< 本文 >

国連を生かす外交を —日本の国連政策への提言—

渡邊 昭夫（日本国際連合学会理事長）・横田 洋三（中央大学教授）・
秋月 弘子（亜細亜大学教授）・内田 孟男（中央大学教授）・
大泉 敬子（津田塾大学教授）・勝間 靖（早稲田大学教授）

I. 総論

1. 国連重視の外交の意義

さまざまな形でグローバル化が進行する今日の国際社会においては、一国で対処できない地球規模の問題が、安全保障、経済、人権、環境、保健、エネルギー、食糧、水など多くの分野に生じてきている。核兵器や大量破壊兵器の拡散、世界が直面する経済・金融危機、新型インフルエンザなどの感染症の流行、そして、地球温暖化の進行などは、そうした人類の存亡を左右する地球規模問題の具体例である。これらの課題に効果的に取り組むには、二国間（バイ）の外交や少数国間の外交のみでは十分とは言えず、国連を中心とする多数国間（マルチ）の外交の活用が不可欠である。

とくに日本は、資源、エネルギー、食糧などを世界に依存しており、また、日本の生産物を世界の市場に供給して成り立っている国でもある。日本の未来は、国連を中心とする国際システムが、いかに効果的に地球規模の問題を解決できるかにかかっていると断言しても過言ではない。また日本は、世界の生産力の15%を担う、アメリカに次ぐ第二の経済大国として、さらに、技術、医療などの先進国として、これらの人類共通の問題と取り組む国際社会に、大きく貢献する責任もある。

こうした認識に立って、日本は、今後、国連を一層重視する外交を展開すべきである。その場合、日本は、他国や国際社会の利益を犠牲にするような短期的かつ狭小な国益を求めて対国連外交を押し進めるのではなく、むしろ、他国や国際社会の利益と調和のとれた長期的かつ巨視的な国益の観点で、国連を強化し生かす外交を展開する必要がある。それこそが、「専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努めてゐる国際社会にお

いて名誉ある地位を占めたい」とのべ、また、「いづれの国も、自国のことのみ専念して他国を無視してはならない」とのべる日本国憲法前文の精神を、外交に生かすことになるのである。

2. 国連を広義にとらえる

日本が国連外交を展開する場合、対象とする国連は、単に「国連憲章に基づいて設立された国連」（国連本体）と狭義にとらえるべきではなく、今日「国連システム」ないし「国連ファミリー」と呼ばれる、国連の関係諸機関を含めた「広義の国連」とすべきである。具体的には、日本の国連外交においては、①「国連本体」に加えて、②国連の補助機関である「基金」（国連児童基金[UNICEF]、国連人口基金[UNFPA]など）や「計画」（国連開発計画[UNDP]、国連環境計画[UNEP]など）、③独立の専門的国際機構であるが国連と連携協定を結んで緊密な協力関係をもっている「専門機関」（国際労働機関 [ILO]、国連教育科学文化機関[UNESCO]、世界銀行、国際通貨基金[IMF]など）、④厳密には「専門機関」ではないが、それに準ずる国連の協力機関（世界貿易機関[WTO]、国際原子力機関[IAEA] など）を含めて、一貫した政策を策定し、実施していくべきである。

今日、国連はこのように多様な機関を通じてさまざまな分野の活動を展開している。日本が国連外交を展開する際は、従来のようにすべての国連機関の諸活動に「幅広く浅く」協力するのではなく、国際社会の実際のニーズや日本の政策の観点で、これらの機関や活動を評価し、メリハリのある支援を行うよう検討すべきである。

3. 二国間外交、少数国間外交、および地域的機構の効果的活用

日本が国連重視の外交を展開していく場合、日米、日中、日韓のような二国間外交やアジア開発銀行のような地域的国際機構、さらには、主要先進国首脳会議（G8）、7カ国財務相・中央銀行総裁会議（G7）、20カ国首脳会合・財務相・中央銀行総裁会議（G20）、アジア太平洋経済協力会議（APEC）、東南アジア諸国連合（ASEAN）プラス3などの少数国間の定期的協議・政策調整の場などを軽視するのではなく、むしろ、そうした有力な交渉や活動の場を、国連外交に効果的に活用すべきである。例えば、「東アジア共同体」構想も、そうした国連重視外交との連携を視野に、推進することが望ましい。

また、近年、欧州連合（EU）、アフリカ連合（AU）、米州機構（OAS）などの地域的連合体が国際社会における行為主体（アクター）としての存在感を増してきており、その影響は国連にも波及してきている。さらに、BRICs と称される「新興経済国」（ブラジル、ロシア、インド、中国）も、急速に経済力をつけ、日本に追いついてきていると同時に、国連での積極的な役割を増大するよう意識的に活動を始めている。日本は、国連外交を展開する際、これらの有力な国や地域的国際機構とも緊密に連携・協力していく必要がある。

日本の外交においては、しばしば、マルチ（多国間）とバイ（二国間）のどちらをより

重視すべきかが政策的争点になる。この両者の関係は、対立する問題ではなく、両者の調和を図り、相互に有効に機能するよう有機的・戦略的に活用すべきである。たとえば、政府開発援助（ODA）について言えば、マルチの援助機関（たとえば UNDP や UNICEF）において日本がトップ・ドナー（最大の資金拠出国）となることによって、その機関の意思決定に日本の政策をよりよく反映させることができ、それを通してバイの関係に効果的な結果を生み出すことが可能となるという視点も忘れてはならない。

4. 国連外交においてソフト・パワーとしてのリーダーシップをとることの重要性

日本はこれまで、国連外交といっても、多くの問題について、受身の姿勢が目立った。これからは、日本が得意とする経済、技術、管理能力などのいわば「ソフト」な分野の力を発揮して、より積極的に人的、資金的、知的貢献を国連に対して実施していくべきである。そのためには、まず、他の国連加盟国を納得させる一貫した政策を立案し提示していく必要がある。それを実現するには、国連外交を省庁間の壁を超えた全国的戦略の一環と位置づけ、そのための戦略会議（仮称「国連におけるジャパン・アジェンダ戦略会議」）を、内閣に恒常的に設置することが一案である。ここを通して、日本が国連の場で求めていくべき政策課題を設定し、それを国連の場で、強いリーダーシップを発揮して、推進することが期待される。

日本が、国連においてこのようなリーダーシップを発揮するには、マルチの会議外交に習熟した人材の養成が課題である。国連の公用語（とくに英語およびフランス語）で活動できるレベルの語学力はいうまでもなく、専門的知識・資格・経験・人脈のある、人間的に信頼でき、魅力のある優れた人材を、大学や学界の協力を得て計画的に養成していく必要がある。

さらに、日本が国連でリーダーシップを発揮するうえでは、国連総会などの主要な会議に、可能な限り総理大臣、外務大臣などの閣僚が出席し、日本の政策を直接的に国連などの場で主張し、会議の動向にインパクトを与えることが重要である。また、国連関係の会議には、できるだけ高い地位にある外務省の幹部や担当者が出席し、ある程度は現場の判断で発言・投票できるよう出席する代表に権限を与え、アジェンダ設定や、決議案の起草・採択に向けて積極的かつ効果的に行動できるよう条件を整える必要がある。また、マルチ外交に習熟するには一定の年数の経験と広い人脈が有効であることを念頭に人的配置や職務の任期に柔軟性をもたせるとともに、効果的なマルチ外交にはそれを支える人的、組織的基盤が欠かせないことを考慮し、そのための予算配分を惜しむべきではない。

5. 非政府組織（NGO）や企業との連携協力の必要性

従来、外交は専門の省庁が政府部内で政策を検討・立案し実行するというパターンが一般的であった。しかし、今日の国連外交の実態は、政府部内だけの政策立案や活動調整で

は、対応できないほど複雑化してきている。たとえば、伝統的外交において重要なアクターとは考えられてこなかった非政府組織（NGO／NPO）が、今日においては、開発、人権、環境、軍縮などの分野で、きわめて重要な役割を果たしている。これらの団体は、現在、日常的に国連活動に関与し、国連活動の一翼を担っている。日本が国連外交を効果的に推進するには、これらの市民社会に属する団体（その中には国内のNPOや国際的NGOが含まれる）との継続的な協力関係の維持・発展を図ることが必要である。

また、グローバル化の進展に伴って、これまで国連とは無関係と思われていた多国籍企業も、国連活動との接点を多くもつようになり、2000年からは、「グローバル・コンパクト」も展開されてきている。これからの日本の国連外交においては、企業との密接な協働も視野に入れる必要がある。

6. 啓発・広報活動の強化

日本が国連外交を効果的に実施していくうえで欠かせないものは、一般国民の理解と支持である。そのためには、小中高等学校教育における国連・国際理解教育の充実はもとより、大学・大学院における国連研究の推進や専門家の育成に真剣に取り組む必要がある。また、一般国民に向けてのメディア等を通じた広報・啓発活動も、活発に進めていくべきである。

この関連で、日本が取り組むべき一つの重要な政策課題は、国連の公用語でしか書かれていない国連文書の日本語訳の刊行である。すべての国連文書は無理としても、重要な国連総会・理事会決議、事務総長報告書などは、国連事務局とも連携して、遅滞なく分かりやすい日本語で刊行（電子書籍化を含む）するよう、予算を含め必要な措置を講ずるべきである。

7. 分野別の具体的提言

以上、変転する今日の国際社会において、人類により良い未来を切り開くうえで、ますます重要な役割を果たすことが期待されている国連に対して、日本の外交がどのような政策をとり実践していくべきかについて、全般的な留意事項を指摘した。

以下においては、第1章「平和と安全」、第2章「開発」、第3章「社会・文化・環境」、第4章「国連機構」に分けて、日本の国連政策のありかたについて、具体的な提言を行う。

Ⅱ. 各論

第1章 平和と安全

国連の第一目的である「国際社会の平和と安全の維持」について、国際社会が今日とりわけ対応を求められているのは、国家間紛争よりも頻発する内戦であり、また、内戦における大量虐殺等の人間の非人道的で不安全な状況であり、核兵器の拡散や核テロの脅威である。日本に隣接するアジアや中東地域に目を転じれば、各地の内戦と紛争後の持続的平和の定着、および核拡散や北朝鮮とイランによる核開発への動きは、グローバル化と相互依存がさらに進む今日、世界と日本の安全保障にとって喫緊の問題である。対象国との二国間および少数国間の外交に加えて、多国間主義にたつてグローバルに平和と安全の問題に対処する必要がますます求められてきている。

したがって、21世紀においては、「国際社会の平和と安全の砦としての国連」の存在意義と正統性を再確認し、国連を強化し、国連の政策決定と諸活動に日本として積極的に参加することは、国際社会と地域における共通の利益の確保ならびに日本自身の国益と国民生活の安全にとって、これまでも増して重要である。日本が国連安全保障理事会で恒常的議席を得ることは、こうした点から、世界にとっても日本にとっても重要課題である。日本の政府と国民は、日本国憲法と国連憲章が同じ理念と精神を共有するとの認識に立って、「国連による国際社会の平和と安全の実現に日本はいかなる国連政策で臨むか」を真剣に考える時代が到来している。

1. 国連の権威と権能のもとにおける国際平和活動への日本の包括的・能動的参加

提言1：日本は、紛争予防、平和創造、平和維持、平和構築を「平和の連続体」としてとらえ、国連の権威と権能を生かして、より能動的に国際平和協力活動に参加するために、①個別の紛争における和平達成に向けた政治的取り組み、②国連平和活動への派遣要員の多様化と派遣人員数の大幅な増加等の人的派遣、③戦略的な財政支援という3本柱にそった、包括的なアプローチでの和平プロセスへの関与、平和協力のための一般法制定などの国内体制の整備を行う。

- (1) 1992年に国際平和協力法が成立して以降、日本はカンボジアや東ティモール、中東などで、国連平和維持活動（PKO）に参加してきた。また、国連平和維持活動予算においては、米国に次いで第2位の拠出国として貢献してきている。しかしながら、日本の平和協力は伝統的な国連平和維持活動への事後的な参加に留まっており、その要員派遣数も、2010年5月現在、派遣加盟国115カ国のなかで50位という状況に

ある。

- (2) 一方、国連では、冷戦終結後の 1990 年代以降、内戦への対応と紛争後の国家再建のために、平和維持活動は多機能化し、国連憲章第 7 章下のものも含めてすでに 40 件を越える展開がなされてきた。伝統的 PKO の基本原則の問い直しも議論されるようになってきている。また、紛争後の開発プロセスへの円滑な移行を見据えた平和構築ミッションも派遣されるようになってきている。
- (3) このような状況に対応して、日本は、次の 3 本柱にそった包括的アプローチを採用して、国際平和協力に関する政策を策定し実施すべきである。
 - ① 和平達成に向けた政治的取り組み： 和平達成プロセスへの早期段階からの政治的関与、中長期的ビジョンに基づく国連ミッションのデザインや統合平和構築戦略の策定のリード
 - ② 国連平和活動への人的派遣： 自衛隊・文民警察・文民専門家の全カテゴリーにおける人的貢献の大幅増員、とりわけ文民警察の積極的派遣、国連ミッション代表を含むミッション幹部への日本人登用、および派遣人員の派遣前の研修から派遣後の職場復帰を含む国内体制の整備
 - ③ 戦略的な財政支援： 和平や平和構築の促進と結びつけた支援国会合の開催を含む財政支援の戦略的運用
- (4) 国際平和協法力に盛り込まれた活動の内容・原則・武器使用基準を現状に即して見直し、日本の要員による海外での国際的任務をより効果的・合理的に実施するために、一般法制定の実現に向けた調整を本格化させる。

2. 国連憲章第 7 章下の非軍事的強制措置の実効性の向上と日本の参加

提言 2： 国連憲章第 6 章の紛争の平和的解決と第 7 章の集団的安全保障制度を通じて、国際社会、ならびに日本自身と広く中東を含むアジア地域の安全保障をより実効的に確保し得るよう、国連の諸制度を強化する。とくに、経済制裁等の 7 章下での非軍事的強制措置の実効性を向上させるとともに、日本が非軍事的措置の実施に参加するための包括的な根拠法の制定など、国内体制の整備を検討する。

- (1) 国連を通じた紛争の平和的解決と集団的安全保障制度は、国際的に高い正統性を持つものであって、今後の国際社会と日本自身の安全保障の確保にとって極めて重要である。このことは、北朝鮮の核・ミサイル実験に対して、安全保障理事会が、累次、決議を採択してきたことから明らかである。また、冷戦終結後の国際社会では、加盟国の政治的意思によってこれらの国連制度がより有効に活用される素地もでてきている。
- (2) こうした流れのなかで、日本は、日本国憲法と国連憲章が共通の理念と精神を共有することを改めて認識し、国連の安全保障制度の強化と実施措置の実効性の向上に、

積極的な政策で臨む道を選択すべきである。

- (3) とくに、国連憲章第7章下でとられる経済・金融関係、運輸通信手段、外交関係の断絶という非軍事的措置に関する安全保障理事会決定の実効性を高めることが肝要である。そのために、安保理の下に置かれる制裁委員会の実効性を向上させることに、日本はイニシアティブを発揮すべきである。
- (4) 日本がそうした非軍事的措置の実施に速やかに参加できるようにするためには、現行法令で対応可能な輸出入規制等に関するもの以外の非軍事的措置について、その都度の特別措置法ではなく、国内の体制・法制度を包括的な根拠法の制定を含めて整備する。
- (5) 国連を通して、通常兵器や武器の移転・輸出の透明化をより促進することに、日本は貢献する。

3. 核不拡散・核軍縮・核テロ対策における国連の役割強化とそのためのイニシアティブ

提言3：「核兵器なき世界」への流れが過去に類を見ないほどに強まってきている一方で、国連の核不拡散・核軍縮における実質的な役割は、いまだ限定的である。国連の制度的脆弱さと強制力の欠如を克服し、核の脅威を大幅に削減するために、日本は、政治的な環境の醸成、規範・ルール・制度の形成、ならびに検証・監視機能の強化と遵守に関する具体的政策によって、この分野の国連の活動強化を主導すべきである。

- (1) オバマ大統領の「プラハ演説」、核不拡散・核軍縮に関する安全保障理事会首脳会合等を経て、「核兵器なき世界」への動きが大きな潮流となって国際政治のなかで重要性を増してきている。その一方で、北朝鮮とイランの核開発問題や核テロの可能性など、核の脅威は増大し、それらに対する危機感が高まってきている。こうした現実のなかで、核問題において国連の果たす役割を強化する方向が再検討されるべき好機が到来している。
- (2) 日本は、これまで、国連総会において継続的に核廃絶決議の中心的提案国となってきており、第64回国連総会でも「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」決議は、最大数の支持国を得て採択された。また、国連総会ならびに安保理首脳会合における総理大臣の演説によって、「核兵器なき世界」のリード国のひとつとして名乗りをあげた。その流れを一層強めて国連の役割を強化することは「核兵器なき世界」の実現への最善の道であり、日本自身の安全保障のためにも緊急の課題である。
- (3) 日本は、核テロを含む核の脅威削減のために、政治的な環境の醸成と規範・ルール・制度の形成を目指して、「国連核問題サミット」の開催の実現と安保理における核の役割の縮小とその保証のための措置に関する安保理での議論の活発化に向けてイニシアティブをとるとともに、国連の軍縮関連組織の整備・再活性化を主導する。

- (4) 核不拡散においては、国際原子力機関（IAEA）による検証・監視機能強化のため、その活動への正統性及び実効性を担保することが重要である。そのために国連は、安保理決議に基づき、IAEAによる特別査察の実施や、より強力な権限を与えられた査察委員会制度の活用を促進させる。さらに、核拡散事案に対する憲章第7章下での決議をより積極的に活用する。核軍縮促進に向けては、「国連核軍備登録制度」の創設を提案し、核兵器不拡散条約（NPT）運用検討プロセス強化のための常設事務局の設置を提案する。

4. 国連における「人間の安全保障の主流化」の主導

提言4：急速なグローバル化が進む今日の世界において多様な問題に人間中心の視点で取り組む「人間の安全保障」概念を、21世紀の国際社会に「人間中心の秩序」を構築するための広義の概念として位置づけ、日本の国連外交の重要な柱として堅持し、国連において「人間の安全保障の主流化」を主導する。

- (1) 「人間の安全保障」に取り組む日本の姿勢は、「地球的諸課題への人間中心のアプローチという広い射程を有していること」、「紛争予防と能力強化に重点を置き、武力行使の要素を前面に出してはいないこと」、「国家主権の尊重を基盤としており国連憲章との整合性を確保するにあたって論争が生じにくいこと」などの点で、「保護する責任を中核とする人間の安全保障」を推進する諸国のアプローチとは異なる特徴を持つ。
- (2) 日本は、今日の国際社会が「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」を目指して新たな脅威に向きあう際に、この「人間の安全保障」概念が持つ有用性を主張し普及させる立場を堅持し、日本の安全保障政策の中核に「人間の安全保障」が位置づけられていることを国際社会に明確に認識させる努力を続ける。
- (3) 「人間の安全保障の主流化」のために、理念形成の側面では、「人間の安全保障フレンズ会合」や国連総会等のフォーラムにおいて、引き続き指導的役割を果たす。実践面においては、「人間の安全保障基金」による支援の強化、貧困と紛争の問題を総合的にとらえた国際平和協力活動のさらなる推進、安保理および平和構築委員会における意思決定に「人間の安全保障」の観点を導入する努力等を行う。このような具体的施策は、「保護する責任」の第二の柱である「国際的支援と能力構築」に対して積極的貢献を果たすことにもつながり、「保護する責任を中核とする人間の安全保障」を推進する諸国との補完的協力の可能性を広げることになる。
- (4) 国内においては、学校や生涯教育の場で、開発教育のみならず国際理解・国連理解・平和教育等の一環として「人間の安全保障」に関する教育活動の導入を行うなどして、国民の理解を深める。

5. 国連安全保障理事会の改革と恒常的議席の獲得

提言5：国際社会と連帯して21世紀の平和と安全の諸問題に立ち向かうため、また日本自身の国益と安全を守るため、日本は国連安全保障理事会に恒常的議席を得る努力を加速する。この取り組みは急を要する。日本政府は、2005年に失速した安保理改革の反省に立ち、結束して全力で努力すべきである。その場合、日本は拒否権を求めず、むしろ積極的にこれを放棄する。そのために、安保理拡大と若干の常任理事国の増加に関する米国、中国、ロシア等の同意を取り付け、アフリカ諸国を中心とする途上国を説得する外交を展開する。

- (1) 国連創設60有余年を経て、安保理の役割は拡大してきており、安保理を大きく改革することが求められている。そのためには、現在の5常任理事国以外に、有力な国家が恒常的に安保理の意思決定にコミットすることが不可欠である。第二の国連財政貢献国であり、安定した民主主義国であり、唯一の被爆国であり、自由と平和にコミットし、「人間の安全保障」の概念によって平和に対するユニークなアプローチを提示している日本は、いずれの点から見ても、新たに安保理に恒常的議席を有して国際社会の平和と安全の維持に力を発揮する国としてもっともふさわしい。
- (2) 安保理に恒常的議席を有する国となることは、北朝鮮問題をはじめ北東アジアに緊張が存在する現在、日本自身の国益と安全保障の観点からも重要である。また、恒常的理事国となることで、日本は世界の諸問題に関心を持たざるを得ず、その結果、現在日本の一部に見られるような内向き思考を越えて積極的な役割を国際社会において果たせるようになり、国際社会における評価の向上にもつながる。
- (3) 対応は迅速になされる必要がある。現在の日本の非常任理事国任期は2010年に終了するが、2011年以降は、アジアからの立候補予定国が並んでいることから、容易に非常任理事国再選を実現することはむずかしいからである。
- (4) 拒否権については、時代の趨勢のなかで国際社会によっておのずとその存在意義を問われることになろうとの立場にたって、恒常的議席獲得に向けて政策を推進する。

第2章 開発

日本は、途上国の開発援助を行うことによって、『調和のとれた地球開発（Global Development in Harmony）』を目指すべきである。日本は、単に人道的な観点から、または、日本企業の海外進出という自国の利益のためだけに、途上国への開発援助を行っているのではない。開発援助を通して平和でより良い世界の構築をも目指しているのである。日本が目指す世界のキーワードは「調和」であろう。「調和」の内容はこれまでに国連文書内で言及されている現在の世代と未来の世代の調和（持続可能性）とともに、平和、人権、環境、開発など諸問題の調和（包括性）、豊かな国と貧しい国の調和（連帯性）、民族、思想、宗教の調和（多様性）、主権国家と市民社会、個人の調和（主体性）などを含む広い概念である。

1. 政府開発援助（ODA）

提言 6. 『調和のとれた地球開発（Global Development in Harmony）』を目指すため、政府開発援助（ODA）の対国民総所得（GNI）比1%を2015年までに達成する。

- (1) 世界第2位の経済大国である日本の安全、安定、繁栄は、国際社会の安全、安定、繁栄に大きく依存している。しかし現在の国際社会は、国内紛争や国際テロリズムなどの脅威にさらされされており、そのような紛争やテロリズムが発生する根本原因の一つとして貧困と、貧困から生じる不平等が挙げられる。したがって、開発援助を通して貧困問題に取り組むことは、国際社会の安全、安定に寄与し、ひいては日本の安全、安定にも結びつくのである。
- (2) 世界には一日1.25ドル以下の生活を強いられる絶対的貧困の状態に暮らす人が約10億人、約6人に一人の割合で存在している。また、3秒に一人の子どもが、そして1分に一人の妊婦が、貧困や飢餓により命を落としている。このような貧困、飢餓の状況を放置することは、人道的にも許されない。人間らしく尊厳ある生活を行うことは、人権として、世界の人に普遍的に認められるべき原則のはずである。人権とは何か、平等とは何か、一人ひとりの国民の意識を向上させるためにも、国家が率先して範を示すべき課題の一つと言える。
- (3) このような世界の貧困問題と取り組むための国際的な政策合意としてミレニアム開発目標（MDGs）が設定され、その中で、ODAの対GNI比を0.7%にするという目標が掲げられている。経済大国である日本もこの国際的目標を達成すべきであるにもかかわらず、日本のODA予算は、1997（平成9）年をピークに、11年間で40%削減されている。この状況を抜本的に改善するためには、大幅なODA予算の増大が必要である。
- (4) 2008年の日本のODAの対GNI比は0.19%であり、先進諸国22カ国中21位タイで

ある。日本は経済大国としての国際的な責任を果たしているとは到底言い難い。また、一人当たりの ODA 額は、63 ドル（2007-8 年）であり、22 カ国中 20 位である。これは 1 位のルクセンブルクの 804 ドルの 12 分の 1 にすぎない。もし日本がルクセンブルクの半分でも一人当たり ODA 額を抛出すれば、ODA の対 GNI 比 1 % を容易に達成できる（1.21%）のである。先進諸国中 5 カ国（スウェーデン、ルクセンブルク、ノルウェー、デンマーク、オランダ）が 0.7% の目標を達成しているが、2008 年度には 1 % を達成している国はない。したがって、「ODA の対 GNI 比 1 % 達成」を目標として示すことは、総額においても負担割合においても、日本が世界第 1 の開発援助供与国になる意思を国際的に宣言することを意味する。このことは、開発途上国と日本との絆を確固たるものにし、国際社会での日本の地位や発言力を高めることにもつながる。

- (5) ODA の対 GNI 比 1 % 目標は、国際的目標である 0.7% とそれを超える 0.3% を分けて運用する。前者は、贈与率やアンタイド化など国際的な要請にかなう形で、開発途上国志向型で運用する。後者は、企業の海外進出などの国際的経済活動も含めた二国間関係の強化、NGO の支援強化、国連職員を含む開発援助・平和構築要員の養成と国内外での受け皿の強化、途上国国民の日本国内教育機関への積極的受入れ（語学等教員等）など、日本の真の意味での国際化を志向するために政策的に運用する。
- (6) 国際目標である 0.7% を達成し、日本の国民一人が、途上国の絶対的貧困者一人を支援するという意識を持つために、「1 日 1 ドル（1 日 100 円）運動」を推進する。一人が 1 日 1 ドルを開発援助にまわすとすれば 1 年間に 365 ドル供与することになり、ODA の対 GNI 比は 1.10% となる。この「1 日 1 ドル（1 日 100 円）運動」を世界標準とするために、国際的なキャンペーンを展開し、先進各国にも広める努力を傾注すべきである。

提言 7. 『調和のとれた地球開発』のために、国連の補助機関である計画及び基金の最大抛出国（トップ・ドナー）になる。

- (1) 過去数年の間に、日本の ODA 予算が 40% 削減されてきているが、中でも国際機関に対する抛出金の減少幅が目につく。日本が目指す政策を国際的に実現するためには、二国間関係で他国を動かしていくことも重要であるが、多数国間機関の政策に日本の政策を反映させることも費用対効果が高い。なぜならば、二国間援助を通してある国に影響力を与えるためには、少なくとも、当該国にとっての第 1 位、第 2 位の援助供与国になる必要があるが、そのためには多量の資金が必要になるだけでなく、多くの国の主要援助供与国になる必要があり、さらに多量の資金が必要となる。それに比べ、多数国間援助機関の政策決定に大きな発言力を持つことができれば、日本の政策を当該多数国間機関の政策に反映することにより、二国間関係にもプラスの影響を与えることができるからである。

- (2) たとえば、2008年の日本の国連開発計画（UNDP）への拠出額は7,310万ドルであるが、これは一人当たり0.57ドルという少額である。これを倍増（一人当たり1.14ドルに）するだけで、最大拠出国（トップ・ドナー）であるノルウェーの1億3,760万ドルを抜いて、日本がUNDPのトップ・ドナーになれるのであり、その結果、UNDPの政策立案に大きな影響力を発揮することが可能となるであろう。
- (3) したがって、日本が目指す調和のとれた開発を達成するためには、UNDP、国連児童基金（UNICEF）などの国連の補助機関である計画および基金のトップ・ドナーになり、それらの機関の政策形成過程において日本の発言力を増大し、日本が目指す政策をマルチの場に反映させていくことが有用である。

2. 科学技術

提言8. 『調和のとれた地球開発』のための科学技術を途上国に供与する。

- (1) 途上国から急速に先進国へと発展してきた日本は、その過程において農業分野における品種改良や灌漑技術などの技術革新を行い、また、CO₂削減技術や先端医療などの最先端の科学技術をも開発してきた。日本に比較優位性のあるこれらの科学技術を、地球環境保護や人間の安全保障と調和する開発のために、途上国に供与していくべきである。
- (2) 科学技術を途上国へ供与することを可能にするためには、革新的資金調達メカニズムを国連および他の先進国とともに模索する必要がある。短期的に大量の資金を調達する方法としては、ワクチンと予防接種のための世界同盟（GAVI アライアンス）の資金調達のために設立された予防接種のための国際金融ファシリティ（IFFIm）が参考となる。
- (3) これらを達成するために、ODAの対GNI比0.3%分などを積極的に活用する。

3. 「人づくり」の強化

提言9. 『調和のとれた地球開発』のための「人づくり」を強化する。

- (1) 被援助国の調和のとれた開発のためには、「自助」および「主体性（オーナーシップ）ならびに「監理能力（ガバナンス）」の向上が必要であるから、これらの能力を育成するため、日本における被援助国の人材の教育・訓練を強化する。
- (2) 被援助国民の人材育成は、①国家開発戦略策定、②開発課題・案件形成、③援助要請、④現地調査・審査、⑤交換公文・借款契約、⑥案件実施・監理、⑦完成後援助効果促進調査（フォローアップ）のすべての段階（プロジェクト・サイクル）において強化する。

- (3) 被援助国の現場で即戦力として開発援助活動に従事できる日本人の育成を強化する。
また循環型の枠組みを作るために、国内外での受け皿を整備する。
- (4) 一つの具体的施策として、日本は、日本の有能で意欲のある若者がより多く国連の JPO（外務省主催で毎年行っている国際機関への派遣制度）として登用されるよう予算措置を講ずるとともに、途上国の優れた若い人材のための JPO 予算を一部肩代わりすることを検討すべきである。
- (5) これらを達成するために、ODA の対 GNI 比 0.3%分などを積極的に活用する。

第3章 社会・文化・環境

国際社会では、グローバル化が深化しつつあり、地球温暖化や感染症の蔓延など、国境を超えた脅威から人々を守るために、多国間協力が必要とされている。また、社会的に弱い立場に置かれた少数者（マイノリティ）について、その人権が国家によって守られない場合、国際社会として対応すべきだとする規範が形成されてきた。こうした問題に関して、国連を中心とした多国間協力を進めていくにあたって、教育や文化といったソフト・パワーをも使った日本外交を展開していくべきである。

1. 社会的「弱者」の人権の国際的保障

提言 10：社会的に弱い立場におかれた「弱者」の人権保障へ向けて、日本は、国連（人権理事会、人権高等弁務官事務所、条約委員会など）において、知的貢献を積極的に行うと同時に、東南アジア諸国連合（ASEAN）が政府間人権委員会を設置した動きなどを慎重に分析しつつ、アジアにおける子どもと女性への暴力（とくに人身取引や子どもポルノ）を根絶するための地域イニシアティブをアジアの一員である日本が主導すべきである。そのためにも必要とされる国内体制を強化するため、国内人権機関を設置し、NGO との協力関係を深化すべきである。

- (1) 日本が人権理事会においてハンセン病の原則とガイドラインに関する決議案を提案したことは、理事国としてのプレゼンスを強化する結果となったが、今後も、こうした具体策を積極的に提言することが期待される。
- (2) 日本が第2回「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」を横浜において主催したことは高く評価されているが、その経験をもとに、人身取引や子どもポルノといった国際社会の優先課題についてアジアのなかで主導することが期待されている。
- (3) したがって、日本は、とくに子どもや女性などへの暴力を根絶するために、アジアにおいて主導力を発揮すべきである。

2. 人道的観点からの保護

提言 11：アジアにおける紛争との関係で、日本は、社会的に弱い立場におかれた市民（とくにマイノリティ、女性、子ども）を保護するための地域協力を進めるべきである。その際、グローバルには国際刑事裁判所、地域的には ASEAN などと連携しながら、アジアにおいてジェノサイド・戦争犯罪・民族浄化・人道に対する罪などが発生した場合に、被害者を救済するとともに、再発を予防するための手続きや制度構築を検討すべきである。また、政治的に中立な立場からの人道支援に対しては、ジャパン・プラットフォームなどの官民連携による NGO との協力枠組み

を使いながら、人的・資金的な協力を積極的に行うべきである。

- (1) 北朝鮮やミャンマー（ビルマ）など、アジアにおける人権・人道上の問題について、国連とともにアジア地域としても取り組んでいく必要があるが、そのための日本のリーダーシップが期待されている。
- (2) 紛争によって社会的に弱い立場におかれた市民を対象に人道支援を行う上で必要とされる人道支援チームの派遣など、対象者へのアクセスが確保されなくてはならない。
- (3) したがって、日本は、アジアにおける紛争の影響下におかれた市民の保護へ向けて、地域協力のメカニズムの形成におけるリーダーシップを発揮すべきである。

3. 低炭素国際社会の形成を基礎とした気候変動への取組み

提言 12：持続可能な国際社会を目指すため、気候変動の緩和策（省エネ技術や代替エネルギーの開発と普及を含む）と適応策（海面上昇の脅威にさらされている小島嶼国や低湿地の多い途上国での珊瑚礁保護、マングローブ林保全、護岸工事など）について、国際開発金融機関（世界銀行およびアジア開発銀行）や国連環境計画（UNEP）と戦略的なパートナーシップを組み合わせながら、とくに途上国に対する国際協力を進める。それと同時に、低炭素国際社会の形成へ向けて、化石燃料への依存から自然の再生可能エネルギーへと転換していくために、環境関連条約の事務局等とも協力しながら、世界のエネルギー政策を総合的に調整するためのイニシアティブをとるべきである。

- (1) 気候変動の緩和策として、日本企業による省エネ技術や代替エネルギーの開発と普及は強く期待されている。
- (2) 途上国における気候変動の適応策については、日本や国際開発金融機関からの資金協力が不可欠となっている。
- (3) したがって、日本は、持続可能な低炭素国際社会の形成へ向けて、気候変動の緩和策および適応策を具体的に進めると同時に、世界のエネルギー政策を総合的に調整するイニシアティブをとるべきである。

4. 人間の安全保障の視点からの包括的なプライマリ・ヘルスケア

提言 13：感染症（とくにポリオ、エイズ、結核、マラリア、新型インフルエンザなど）への対策の強化と、安全な飲料水へのアクセスの向上など、世界の人びと（とくに5歳未満児と妊産婦）の生存と健康の課題に取り組むため、プライマリ・ヘルスケアの視点から、途上国における保健人材の育成を含めて、世界保健機関

(WHO)・国連児童基金 (UNICEF)・国連人口基金 (UNFPA) などとも協力しながら、包括的な保健システムの構築とその強化へ向けたリーダーシップを発揮すべきである。

- (1) WHO の執行理事会において、日本が「人間の安全保障」の観点から「保健システム強化を含むプライマリ・ヘルスケア」決議を提案したことは、日本のプレゼンスを高めることにつながったが、こうした国連機関を通じた国際保健政策の進むべき方向性を提案するといった知的な貢献が今後の日本に期待される。
- (2) 2015 年を年限としたミレニアム開発目標の達成へ向けて、日本としては、日本企業が開発した殺虫蚊帳など、国際保健の分野における官民協力を通じた貢献のポテンシャルが高い。近年、企業の中にも国連グローバル・コンパクトに参加するなど社会的責任を負おうという機運が強まっている。このような企業には、官民協力を通して子どもや女性の健康の増進に積極的に関わってもらえるよう働きかける必要がある。
- (3) したがって、日本は、とくに 5 歳未満児と妊産婦の生存と健康のために、プライマリ・ヘルスケアの視点から、途上国における包括的な保健システムの構築とその強化へ向けたリーダーシップを発揮すべきである。

5. 研究・教育による地球規模課題への知的貢献

提言 14：平和と安全、開発、環境、人権などの地球規模の課題に関する研究・教育について、日本から国際社会への知的貢献を積極的に進めるため、日本に本部がある国連大学を戦略的に活用すると同時に、国連が発行する影響力のある出版物（例えば、国連開発計画 (UNDP) の『人間開発報告書』や UNICEF の『世界子ども白書』など）に対して日本の研究者が知的貢献できるような体制を整備すべきである。

- (1) 日本による国際社会への知的貢献の好例として、国連教育科学文化機関 (UNESCO) への「持続可能な開発のための教育」の提案や、「万人のための教育」専門家会合の開催などがあげられるが、こうした知的貢献を増やしていくためには日本の高等教育機関の役割が重要である。
- (2) 日本の高等教育機関は、途上国の優秀な研究者を受け入れられるような体制を整備して、国連と協力しながら、地球規模の課題の解決へ向けてアジアを中心に世界各地の研究者と共同研究することが期待されている。
- (3) したがって、日本は、地球規模の課題について国際社会へ知的貢献ができるように、国連大学などを活用しながら、日本の高等教育機関を国際化し、アジア等の優秀な研究者と共同研究ができる体制を強化し、海外へ向けて発信すべきである。

6. 多文化主義によるソフト・パワー外交

提言 15 : 文化多様性条約に早期に加入し、多文化主義を前面に出したうえで、国際社会における文化衝突の解決へ向けて、とくにイスラーム圏との橋渡しとなれるよう、ソフト・パワーを使ったイニシアティブをとるべきである。

- (1) 国際社会においては、一方でグローバル化が深化するなか、他方では国内における多文化が進んでいる。例えば、「イスラームの家」やディアスポラのコミュニティなど、脱国家的なつながりをみせる「共同体」もある。こうしたなか、多様な価値観を認める国際的な共生社会の構築が必要とされるようになり、外交における文化の役割はより重要となってきている。
- (2) UNESCO は世界遺産や無形文化遺産の保護に関する国際的な枠組みの形成を進めてきたが、日本は、そのための信託基金を設立するなど、多文化主義へ向けた国際協力に積極的に取り組んできたことが評価されている。
- (3) したがって、2010 年が「文化の和解のための国際年 (International Year of the Rapprochement of Cultures)」であることにも鑑みて、日本は、国際共生社会の形成を目指すため、多文化主義を強く前面に出し、ソフト・パワーを使った外交に努めるべきである。

第4章 国連機構

国連が設立された 20 世紀中葉と 21 世紀の現在では世界情勢は大きく変化しており、機構の改革は国連の正統性と効果・効率を高める上で不可欠である。国連憲章は改正に関しては厳しい条件を課しており、設立以来、安全保障理事会と経済社会理事会の議席数変更のみについて改正が行われたに過ぎない。安保理構成の改正のように憲章の改正を必要とする改革もあるが、総会決議によって可能な改革もあり、また事務総長のイニシアティブによってなされる改革もある。国連は現在、その機構の包括的な改革によってグローバル・ガバナンスにおける国連の役割を強化することが求められている。本章においての提案は憲章改正を伴わずに行える改革提案である。

1. 「地球市民フォーラム」の設置

提言 16: 日本は国連総会の補助機関として「地球市民フォーラム」(Global Forum of Citizens) を設置することを提案する。

- (1) 地球規模の諸問題に効果的に取り組むには、国家、国際機構、市民社会、民間部門といった多様なアクターとの協力とパートナーシップが不可欠であり、このようなパートナーシップを制度化することが重要である。国連事務総長も年次報告において「新たな地球的支持基盤」(New Global Constituencies) としての市民社会と民間部門との協力の重要性を強調している。
- (2) 「フォーラム」の構成は、例えば、①経済社会理事会と協議的地位を有する NGO、②グローバル・コンパクトに参加している企業、③国連協会世界連盟 (WFUNA) および、④国際的学術機関の連合体 (例えば国際科学会議 [ICSU]、国際社会科学評議会 [ISSC] 等) を含め、学界、NGO、ビジネス等の代表とする。
- (3) 役割は国連総会に対して助言・勧告することである。

2. 行財政改革の促進

提言 17: これまで国連が調査・勧告してきた数々の国連行財政改革の提案をレビューし、国連活動の一層の効果・効率化を目指し、プログラムの策定・実施・評価において、任務と権限の明確化と、フィードバック体制の強化、および「一貫性の原則」による国連システムの政策の整合性、重複排除、統合の強化を図る。

- (1) アクターの機能強化と共同責任意識の醸成
国連活動の効果・効率化は、現状では加盟国 (議決機関)、事務局、監査組織の三者の共同責任であり、将来的に国家以外の行為主体 (アクター) をも含め、各アクタ

一の機能強化に加え、全体としての相乗効果が最大になるようにそれぞれが行動すべきである。

(2) マンデート（政策・プログラム）策定基準の強化

マンデート策定にあたり、重複の排除を含め、特定の目標達成にとって期待される効果を第一義的基準とする旨を総会決議等で明文化するとともに、これを実効あるものとするため、管理・情報システムの改善等を伴った事務局による支援体制の強化を図る。

(3) フィードバック・システムの強化

監査（評価）結果を将来の政策内容、プログラムの実施のあり方等の改善に有機的に還元させるフィードバック・システムを強化・改善する。

(4) 国連システム全体として、またとくに開発分野においては、「一貫性の原則」(Delivering As One) に基づいて資金の効果的・効率的活用を促進する。

3. 国際公務員制度の確立

提言 18：国連事務局は国連憲章に明記された真に国際的で独立した国際公務員制度によって支えられなくてはならない。事務局は加盟国の決定を実施し加盟国に対してサービスを提供すると同時に、潘基文事務総長が提唱している「地球公共財」を発展させる上で、他のアクターとともに重要な使命を担っていることから、その機能をいっそう強化する。

(1) 国連憲章第 15 章に規定された真に国際的で独立した「国際公務員制度」の確立は、国連に課された緊急かつ複雑なミッションの遂行には不可欠であるとの認識を加盟国および地球社会のリーダーは共有する必要がある。憲章第 101 条に謳われている「最高水準の能率、能力、誠実」および「広い地理的基盤」に基づく事務局職員を確保するための採用、昇進、研修を含めた措置を速やかに実施すること。

(2) 国連職員に求められている資質は、国連活動の拡大と変化によって、より高度で、幅広い能力が重要になってきている。とくに現地ミッションの拡大傾向に鑑み、現地の人々とのコミュニケーション能力が重要になってきている。

(3) 国際人事委員会は再編され強化される必要がある。現在の委員会は国連職員の信頼を勝ち得ておらず、その任務も給与体系の審査といった技術的なものに終始している。国際公務員制度の発展と確立に関し、事務総長と協同して、貢献ができるようにすべきである。

(4) 事務総長は「行政職員の長」として事務局のガバナンス（管理運営）の責任者であるが、次第に事務局のマネジメントは副事務総長に委任する傾向が強くなっている。事務総長には、事務局の長であると同時に、人類の公益の確定と擁護の役割があり、そのために必要な国際公務員制度の確立と発展には強いリーダーシップが求められる

ている。事務総長の選出過程において、有識者（例えばノーベル平和賞受賞者）からなる諮問委員会の評価も安保理は事務総長の勧告に際して考慮することを要請する。

- (5) 業績に基づく（performance-based）評価と公正な人事管理が強化されなければならない。そのためのオンブズマン制度、第三者機関による評価制度の改革と実施が必要である。職員の処遇についても、最高の公務員給与国の水準に匹敵する給与とその他の処遇条件を確保するというノーブルメイヤー原則の遵守と新たな国際労働市場における競争力のある方策を策定・実施する。
- (6) 国連システムの法務部および監査部門を強化して、国連職員による不祥事の撲滅を図るとともに、職務遂行における責任、アカウンタビリティを明確にする。
- (7) 紛争・自然災害等の「早期警報」を可能にするために、国連機関のフィールド・オフィスとの連携を含め、国連本部関係部局の能力を強化する。
- (8) 現在の NGO 委員会を支援する部局、グローバル・コンパクト事務所は市民社会とビジネスとのパートナーシップを発展させる上で十分ではない。カルドーソ報告（2004年）を再検討し、新たな提言を含めて、多様なアクターとの協働を促進するための事務局強化を図るべきである。

4. 日本人職員の増強と役割の向上

提言 19：国際社会は、日本からより多くの有能で誠実な人材が国連システムの事務局で活躍することを期待している。人的貢献は国連加盟国にとって財政的貢献と同様に義務であるとともに権利でもある。国連事務局においては、日本人職員の望ましい枠の中間点にも達していない現状を改善することが緊急課題である。そのために、日本は、2020年までに、現在の国連事務局の日本人職員の人数を、幹部クラスを目標に倍増し、200名とする計画を立案・実施する。国連専門機関、計画・基金においても同様の措置をとる。

- (1) 国連に日本人職員を増加させ、その役割も向上させるためには、これからの国連で求められている新しい資質を十分に理解し配慮する必要がある。そのような資質には、民間企業で基本的なビジネス・経営スキル、高いコミュニケーション能力、専門と専門分野を超える問題解決能力、国際平和と開発に対する情熱と信念も含まれる。
- (2) 2009年12月22日の国連総会で承認され、開始が予定されている国連大学大学院プログラム（修士、博士の学位を付与する大学院プログラム）の活用も含めて、日本の高等教育機関における国際関係学部（学科）等をより実践的なカリキュラムをもったものにする。
- (3) 平和維持活動の要員が急増している現状に鑑みて、PKO 勤務を可能とする人材養成

が必要で、その際、統合ミッションの任務の広範性に留意する。また、ジェンダー・バランスを幹部職員にまで求める。そのために広島平和構築人材育成センターが行っているエントリー・レベルでの訓練と外務省が行った平和活動幹部職員養成コースなどの取組をより強化する。

- (4) 外務省の国際機関人事センターはより積極的に日本人国連職員採用へ向けて、官界、学界、ビジネス、市民社会から広く有能な人材を発掘し、採用につなげ、その後のフォローアップを行うべきである。その際、事務局の「国際性」と「中立性」を尊重しつつ進める必要がある。外務省幹部と有識者による邦人職員増強のための戦略委員会を設置することも一案である。
- (5) 国連に勤務している日本人が外務省で一時的に勤務できるように人材の流動性の向上を図る。

以上